

部内外の意見等を組織運営に反映させることに関する訓令

平成12年 7 月12日

本部訓令第33号

改正 平成13年 5 月本部訓令第11号

警察本部

警察学校

各警察署

部内外の意見等を組織運営に反映させることに関する訓令を次のように定める。

部内外の意見等を組織運営に反映させることに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、部内外の意見、提案、要望、苦情等（広島県公安委員会の苦情の処理に関する規程（平成13年広島県公安委員会規程第4号）第2条に規定する苦情のうち広島県公安委員会に対して申出のあったものを除く。以下「意見等」という。）を迅速に組織運営に反映させることにより、「県民の期待にこたえる警察」を実現することを目的とする。

(基本方針)

第2条 部内外から寄せられた意見等には、真しに耳を傾け、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。

(審議委員会)

第3条 部内外の意見等の審議を行い、必要な措置を講じるため、警察本部に審議委員会を置く。

2 審議委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、警務部長をもって充て、副委員長は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）をもって充てる。

4 委員は、庶務担当課長会議の構成員をもって充てる。

5 審議委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(部内の意見等の上申)

第4条 部内の意見等は、警務課長がとりまとめ、審議委員会に上申する。

(部外の意見等の上申)

第5条 部外の意見等は、首席監察官がとりまとめ、審議委員会に上申する。

(審議委員会での処理)

第6条 審議委員会は、上申された意見等を審議し、必要な措置を講じるための方針を策定するものとする。

2 主管課及びその関係所属（以下「主管課等」という。）は、前項の方針に沿って必要な措置を講じなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に審議委員会への出席を求めることができる。

4 委員長は、上申された意見等のうち早急に対応する必要があると認めるものは、審議委員会の審議を経ずに、直接、主管課等に対し、必要な措置を講じるよう指示することができる。

5 委員長は、意見等の審議結果その他必要な事項（以下「審議結果等」という。）を、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

6 委員長は、審議結果等のうち必要であると認めるものを、部長会議において報告

するものとする。

(公安委員会への報告)

第7条 本部長は、審議結果等のうち重要であると認めるものを、広島県公安委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、部内外の意見等を組織運営に反映させるための必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年7月12日から施行する。
- 2 提案に関する訓令（昭和47年広島県警察本部訓令第29号）は、廃止する。

附 則（平成13年5月28日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。